後期高齢者医療制度のお知らせ

~高額介護合算療養費及び医療費通知について~

|高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その 超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには市区町村窓口への申請が必要となります。

- ○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ○支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間:8月1日~翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額								
	現 役 並 み 所 得 者	【課税所得690万円以上】212万円								
3割		【課税所得380万円以上】141万円								
		【課税所得145万円以上】 67万円								
	— 般	56万円								
1割	住民税非課税世帯 区分Ⅱ(※1)	31万円								
	区分 I (※2)	19万円								

- 世帯全員が住民税非課税で区分 [に該当しない方
- 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方 **%** 2

申請される方は、長万部町 町民課 戸籍医療年金係までお申し出ください。

|医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では被保険者の皆様の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診し た全ての被保険者の皆様へ送付しています。 発送月は、9月下旬と3月初旬の年2回です。

【イメージ図】

	受診年月	診療を受けた医療機関等 診療区	>	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
			診療区分 □	口奴			回数	費用額	標準負担額
	平成31年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800	0	0	0
	平成31年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000	0	0	0
	平成31年3月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	6,900
	合計				230,000	23,000		11,490	6,900

- ※この通知は皆様の受診状況についてお知 らせするもので請求書ではありません。
- ※この通知は医療費控除の申告手続きで医 療費の明細書として使用することができ ます。医療費控除の申告に関すること は、税務署にお問い合わせください。

◆医療費通知の活用について

- ○医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ○健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。
- ○診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

|運営協議会委員を募集しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆様の代表として、制度の運営に関する重要事項を審議していただく運営協 議会委員を募集しています。

【応募資格】 道内在住の満20歳以上の方(ただし、議員や公務員等を除く)

【募集人数】

【任 期】

2020年7月から2年間(開催は年2~3回を予定しています)

【応募方法】

北海道後期高齢者医療広域連合及び市区町村窓口にある応募要領を参照してください

【応募締切】

2020年4月30日(木)

【選

選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します

【報酬など】

1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条両14丁月 国保会館6階 ☎011-290-5601

町民課 戸籍医療年金係

☎2-2453